

婚姻届

令和 年 月 日 届出

山形県山形市長殿

受理 令和 年 月 日					
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票
					通知

(1) 氏名 生年月日 住定年月日 夫 妻	夫になる人		妻になる人			
	氏	名	氏	名		
□昭和 □平成	年 月 日	□昭和 □平成	年 月 日			
(2) 住 所 〔住民登録をしているところ〕						
(3) 本籍 〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕						
	番地 番		番地 番			
筆頭者の氏名						
(4) 父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください	父	続き柄 男	父	続き柄 女		
	母		母			
(5) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	養父	続き柄 養子	養父	続き柄 養女		
	養母		養母			
(6) 同居を始めたとき	□夫の氏	新本籍 (左の団の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			番地 番	
	□妻の氏					
(7) 初婚・再婚の別	□平成 □令和	年 月	〔結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕			
	□初婚 再婚	□死別 □離別	年 月 日	□初婚 再婚	□死別 □離別	年 月 日
(8) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と夫婦の職業	夫	妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらない他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯			
	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		夫の職業	妻の職業		
その他						
夫・不受理 有・無 妻・不受理 有・無	届出人署名 (※押印は任意)		夫	印	妻	印
事件簿番号						
夫 免・パ・個・無・他() 通知 有・無 妻 免・パ・個・無・他() 通知 有・無	使 者 氏名		住所	免・パ・個・無・他()		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
本 籍	番地 番	番地 番

→ 筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1 台湾
- 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

→ □には、あてはまるものに□のようにしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。

内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻によって、住所や世帯主が変わる方は、この届の他に住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。
なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。
就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

●署名は必ず本人が自署してください。

連絡先	夫	()	
	自宅・勤務先	[]	・携帯
妻	()		
	自宅・勤務先	[]	・携帯

夫 免・パ・個・無・他() 通知 有・無 妻 免・パ・個・無・他() 通知 有・無	使 者 氏名	住所	免・パ・個・無・他()
--	--------	----	--------------